

第10号様式記載要領

- 1 この明細書は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式（法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限る。）の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出すること。ただし、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に対しては、写し1通を添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号の2様式又は第7号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 連結法人（法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑥」の欄に第6号様式別表1の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑧」の欄の金額を記載すること。
- 4 「事務所又は事業所」の欄は、同一道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称と所在地の市町村名を記載し、「分割基準」の欄は、当該事務所又は事業所ごとに記載するほか同一道府県ごとにその小計を付すること。
- 5 事業税の「分割基準（単位＝）」の欄の括弧内には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載し、事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄の上段の括弧内には、法第72条の48第4項第3号ただし書に規定する事務所又は事業所について、同号ただし書の規定を適用する前の当該事務所又は事業所の従業者数を記載すること。
- 6 事業税の分割基準について、事務所若しくは事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき又は軌道の単線換算キロメートル数にキロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 7 事業税の「分割課税標準額」及び道府県民税の「分割課税標準額」の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。また、製造業、電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業若しくは軌道事業以外の事業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額によりあん分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときについても同様であること。
- 8 事業税の「分割課税標準額」の各欄は、事業税の「課税標準の総額」の各欄（⑩の欄を除く。）の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税の「分割課税標準額②」の欄は、道府県民税の「課税標準の総額」の「差引計⑥」の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。